

事務連絡  
令和2年5月5日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局  
安全政策課危機管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正を受けた、感染拡大の防止等について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

我が国における新型コロナウイルス感染症は、新規感染報告数が、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめている一方で、全国の新規感染報告数が未だ200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られる状況にあります。

このような状況を踏まえ、5月4日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、本部長である内閣総理大臣より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、全道府県の緊急事態宣言について、令和2年5月31日まで延長する旨が発出されたところです。（別添1）

また、同本部では、去る令和2年3月28日に同本部で決定され、4月16日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されました。（別添2）

改正された同方針では、社会機能の維持について、特定都道府県が、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者<sup>1</sup>及びこれら業務を支援する事業者に対し、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業特性を踏まえ、業務の継続を要請することが引き続き記載されております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条に基づく業務計画を作成してい

---

<sup>1</sup> 別添2の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の4.②「社会の安定の維持」において、物流・運送サービスとしての海運を明記。

る指定公共機関におかれましては、引き続き、同計画に従い、事業継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めて頂きますようお願いいたします。

また、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこと、が記載されております。

さらに、内閣総理大臣からは、「今後2週間をめどに、業態ごとに、専門家の皆さんにも御協力いただきながら、事業活動を本格化していただくための、より詳細な感染予防策のガイドラインを策定してまいります。」との話があり、国土交通大臣からは、「所管事業者及び関係団体に、ガイドライン作成を要請する」よう指示があったところです。(別添3及び別添4)

感染防止のガイドラインの作成については、詳細は別途ご連絡いたしますが、同日の専門家会議の提言「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(別添5)における業種毎の感染拡大予防ガイドラインに関する留意点や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が各都道府県知事宛に発出している「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」(別添6)を参考に取り組んで頂くこととなりますので、よろしくお願いたします。

なお、現在、内閣官房等において、ガイドラインのひな型に当たるものの準備を進めているとの連絡が来ており、入手次第お知らせさせて頂く予定ですので、当該資料もご参考にして頂ければと思います。

また、これまで、旅客船事業者団体等に対し、4月17日付事務連絡「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて(依頼)」でゴールデンウィークに向けた移動自粛の呼びかけに関する依頼をさせて頂いていたところですが、これらの取組については、ゴールデンウィーク後も引き続き取り組んで頂けるように要請して頂けますようお願いいたします。

さらに、貴団体等及び傘下事業者等でも既に在宅勤務(テレワーク)に係る取組を進めて頂いていることと存じますが、改めて、緊急事態宣言時に継続が求められる事業等にも配慮しながら、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県<sup>2</sup>に所在する傘下事業者等に、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合

---

<sup>2</sup> 特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県(令和2年5月4日時点)

も、出勤者を最低7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、接触機会の低減に向けた取組について、要請して頂けますようお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県<sup>3</sup>に所在する傘下事業者等についても、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進等に取り組んでいただくことにつき、要請して頂けますようお願いいたします。

貴団体等におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の取組にご協力頂いているところですが、別添を含む本事務連絡の内容について、傘下事業者等に周知頂き、引き続き感染防止に万全を期すとともに、事業継続が可能な体制の整備、テレワークの推進等に適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

伊藤 itoh-y2ug@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

---

<sup>3</sup> 特定警戒都道府県以外の特定都道府県：特定警戒都道府県を除く全ての県（令和2年5月4日時点）

## 【別記】

一般社団法人 日本船主協会  
一般社団法人 日本外航客船協会  
一般社団法人 日本旅客船協会  
一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会  
外国船舶協会  
外航船舶代理店業協会  
日本船舶代理店協会  
一般社団法人 日本造船工業会  
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会  
一般社団法人 日本中小型造船工業会  
一般社団法人 日本舶用工業会  
一般社団法人 日本マリン事業協会  
一般財団法人 舟艇協会  
一般財団法人 日本造船技術センター  
公益財団法人 マリンスポーツ財団  
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会  
一般財団法人 沿岸技術研究センター  
公益財団法人 日本適合性認定協会  
上海フェリー株式会社  
日中国際フェリー株式会社  
有限会社 沖縄シッブスエージェンシー  
有限会社 陸通  
一般社団法人 日本船舶電装協会  
一般社団法人 日本舶用機関整備協会  
一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局  
一般財団法人 日本海事協会  
一般財団法人 日本舶用品検定協会  
日本小型船舶検査機構  
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング  
D N V G L A S  
ロイドレジスター・グループリミテッド  
C C S  
韓国船級協会

一般社団法人 大日本水産会  
一般財団法人 日本船舶技術研究協会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会  
一般財団法人 日本モーターボート競走会  
公益社団法人 日本モーターボート選手会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会  
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会  
公益財団法人 日本財団  
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
公益財団法人 日本海事科学振興財団  
一般財団法人 日本船渠長協会  
一般社団法人 日本船長協会  
一般社団法人 全日本船舶職員協会  
一般財団法人 海洋育英社  
一般社団法人 海洋会  
一般社団法人 日本船舶機関士協会  
公益財団法人 海技教育財団  
独立行政法人 海技教育機構  
日本水先人会連合会  
一般財団法人 海技振興センター  
公益財団法人 海技資格協力センター  
一般財団法人 日本船舶職員養成協会  
公益社団法人 日本海員掖済会  
一般財団法人 日本船員厚生協会  
公益財団法人 日本船員雇用促進センター  
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団  
一般財団法人 全日本海員福祉センター  
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会  
一般社団法人 外航船員医療事業団  
船員災害防止協会